

「手話言語法」の実現を願う声が全国的に高まっています。「障害者権利条約」が2006年に国連総会で採択され、手話が言語に含まれることが明記されました。日本でも5年後の2011年8月に障害者基本法改正で障害者の意思疎通手段として「言語（手話を含む）」として明記され、鳥取県では2013年10月、全国で初めて「手話言語条例」を制定しました。この条例は手話を言語として認め、ろう者が暮らしやすい社会づくりを

めざして手話の普及、行政の責務、市民の役割などが条例に盛り込まれました。このあと、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市も相次いで同条例を施行されていますが、兵庫県篠山市など数カ所の自治体が、ろう者を行なっていますが、兵庫県篠山市生徒向けの手話普及や教職員の手話研修など様々な事業を始めています。注目すべきことは全国高校生手話パフォーマンス甲子園というユニークなイベントも企画されています。

全日本ろうあ連盟は、昨秋から手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手

**滋賀県立
聴覚障害者センター**

だより
— 74 号 —
 発行日／平成 26 年 7 月 10 日
 発行所／草津市大路 2 丁目 11-33
 TEL 077-561-6111
 077-561-6133
 HP <http://www.shigajou.or.jp>
 Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

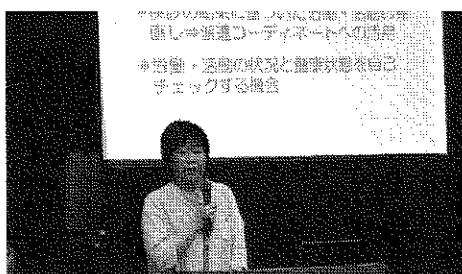
鳥取県（10月11日施行） 「鳥取県手話言語条例」 北海道石狩市（4月1日施行） 「石狩市手話に関する基本条例」 北海道新得町（4月1日施行） 「手話に関する基本条例」 三重県松阪市（4月1日施行） 「手と手でハートをつなぐ手話条例」 佐賀県嬉野市（7月1日施行） 「手話言語条例」

条例の立役者となつた鳥取県では、①企業向けの手話普及、手話検定の奨励②「聴覚しようがい者センター」3カ所設置③県内の全学校の生徒向けの手話普及や教職員の手話研修など様々な事業を始めています。注目すべきことは全国高校生手話パフォーマンス甲子園というユニークなイベントも企画されています。

滋賀県では、これを受けて県ろうあ協会が各地区ろうあ協会とともに県下の自治体の議会へ請願を行っています。6月30日現在、大津市、草津市、近江八幡市、栗東市、湖南市、米原市、竜王町、愛荘町、日野町の議会で可決、9月までに県議会を含めて全域の議会議決をめざしています。県ろうあ協会はこれを機に県議会に対してホームページの議会録画中継に手話通訳をつけてほしいと要望していますが、茨城県、東京都、山梨県、鳥取県、熊本県を除いてほとんどが実施されていないそうです。

健康で生き生きと活動するために

～健診結果の報告に手話通訳者ら 130 人が参加～



学習会講師の北原氏

係者が学び現状を共有する
のがねらいです。

今年度の特徴は、間診票
(「スクリーニング」)の回収
が8割を超えたこと、手話
通訳者、要約筆記者とも、
登録活動による健康障害や
活動制限が必要な方がな
かつた点などでした。また、

毎年恒例となつた「健康管理講習会」は、手話通訳者や要約筆記者らが、心身の健康状態を確認し、健康で生き生きと活動を続けるため、学習とリフレッシュの場として開催しているものです。

第一部の学習の講師は滋賀医科大学の北原氏です。この学習会は、毎年実施される、手話通訳者と要約筆記者を対象とした「頸肩腕障害」

第二部は、肩こりや腰痛予防の体操でリフレッシュしました。指導は運動指導士の久木田氏で今年3年目になります。楽しく、リズミカルに、一人でもできるポイントなども交えて指導していただき、参加者も「気持ち良かつた」通訳の前後にも取り入れたいなどとても好評でした。

現在、元専任手話通訳者が頸肩腕障害による公務災害を「公務外」となつていることについても報告がありました。



みんなでリフレッシュ体操！

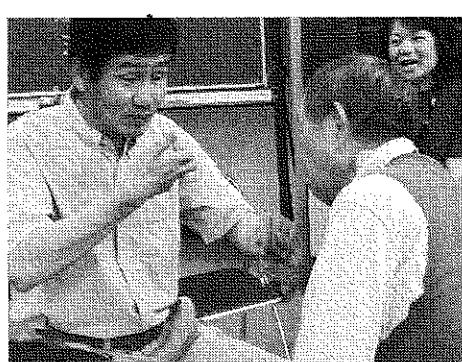
出前講座「盲ろう者と交流しよう」

盲ろう者のことを知つてもらい、通訳・介助者として支援してくれる人材を育て増やすために、滋賀県立聴覚障害者センターでは各地に出向いて出前講座を行なっています。

て補いながら、一対一の対面で自己紹介を行いましたが、触手話や手のひらに文字を書くなど、それぞれの方法で懸命に伝えようとしていました。なぜ自分につたない手話表現が伝わるのだろう、伝わると嬉しい、と参加者。最後に参加者全員で感想を共有して、交流会を閉じました。当たり前と思っていた価値観が少しでも変化したり、何かしら気づきがあつたり…。そこから理解が広まり、支援者が増えることを願いたいと思います。

交流し、実感しないとなかなか想像ができない世界です。地域で出前講座を開いてほしいという方は、お気軽にお問い合わせください。

触手話で自己紹介



交流のコマ

健聴者、ろう者を合わせおよそ30名、盲ろう者2名と、しが盲ろう者友の会に協力いただき、簡単な基礎知識の学習と交流を行いました。

聴覚障害者の人生からとことん考えてみました

（講師に大矢氏（淡路ふくろうの里施設長）を迎えて）

去る6月8日（日）、浜大津明日都にて、第2回登録手話通訳者研修会を開催しました。この日は45名の手話通訳者の参加がありました。

講義は、「聴覚障害者の人生から意思疎通支援をとことん考える」と題し、特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの里」施設長、大矢道氏に講義いただきました。

聴覚障害者と身近に接し、よき理解者である手話通訳者は、大矢氏の言葉を借りると、「ろうあ者問題をいちばんよく知っている人たち」です。私たちには十分に理解し共にくらしているのでしょうか。

自己決定・自己実現につなげるために

お話を、余命少ない高齢のろうあ者が、「マジックを披露したい」という夢をかなえる話。マジックのおじいさんは、身近に顔を合わせて言葉を伝えられる人がいて、多くの人と出会うことが生きる意欲につながります。やりたいことをやる、言いたいことを言う、行きたいところへ行く、そう思うこと、そうすること、そんな自己決定・自己実現へつなげるために「ひと」ができること。ろうあ者にとつて「出会う。出会って話す」ことはとても大切なこ

と。そんな話が盛りだくさんでした。厳しいご指摘もありました。「何のために手話通訳をしていますか」「目の前のろうあ者は、家庭で、学校で、地域で、職場で不利益な状況にあることをわかつていますか」。私たちは、ろうあ者と信頼関係を築き、聴覚障害者問題を共に考え、継続的にチームで関わり、社会資源を作っていくことが求められています。

手話通訳者の役割とは

参加者からは、「登録手話通訳者として、やっていいこととやり過ぎてはいけないことの判断が難しい」との意見も出されました。「知識の足りない自分を見直した」「支援の根幹にある一番大切な理念を整理してとらえ直せた」「手話通訳業務の先に意思決定、自己決定、自己実現があることが確認できて良かった」など、あらためて、手話通訳の仕事を見直し、手話通訳者の役割を考えなおさしつかけとなりました。

初夏の琵琶湖の風に少しあたつて、淡路へと戻られました。ありがとうございました。

憲法と人権・平等について学ぶ

（第1回 要約筆記者研修会の報告）

6月8日（日）、彦根市のひ

こね燐（さん）ばれすを会場に、

今年度第1回目の要約筆記者研修会を開催しました。当日

は、手話通訳者の研修会と重

なったうえ、3か所への派遣

の実施があり、出席できない

要約筆記者が多くでてしまい

ました。そのため参加数は午

前中27名、午後の手書き実習

は23名と例年に比べても、ま

た第1回目の研修会としては少

しきびしい状況となりました。

この研修会では、今年にな

り批准が実現した障害者権利

条約をテーマとして手話通訳

士 梅本悦子さんに講義をお願

いしました。障害者権利条約

が採択に至る前、2006年

8月のアドホック特別委員会

に全日本聾啞連盟の代表者と

ともに参加され、採択までの

全員一致に至るまでの苦労話

も伺うことができました。

講義では、なぜ障害者権利

条約が必要なのか、権利条約

の採択から批准までの間に、

進められてきた、法改正や障

害者差別解消法成立までの流れをわ

かりやすく、ご説明いただき、改めて近

年の障害者福祉の動向を理解すること

ができました。

感想アンケートには、憲法や人権、平等

ということが書かれ、権利擁護を目的

として実施される事業の担い手である

ことへの理解と意識を感じられました。

午後の研修では、要約をテーマとし

た実習をおこないました。要約筆記に

おける要約方法は主に骨格法にあたり

ますが、状況に応じ凝縮法でまとめる

こともあります。また、異なる要約率

で話の内容を表す実習などをおこない、

多くの要約筆記者の要約を目にし、参

考になつたという感想が寄せられています。このような訓練を常に実施し、

幅広く、自由に言葉を駆使した要約が

できることが要約筆記者には欠

かせないことです

いました。手書き要約筆記だけではなく、パ

ソコン要約筆記者に対しても必

要な訓練かと思

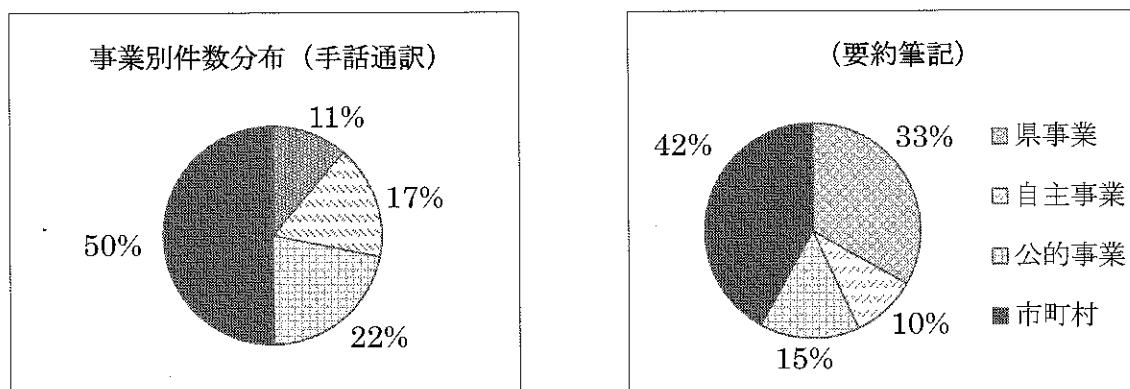


コミュニケーション（意思疎通）支援の現状

～平成 25 年度事業まとめから～

平成 25 年度手話通訳者派遣事業の利用件数は 1295 件、延べ 2275 人の手話通訳者を派遣しました。また、要約筆記者派遣事業の利用件数は 355 件、延べ 945 人の要約筆記者を派遣しました。

当法人への手話通訳者・要約筆記者派遣の依頼は、①市町の窓口で受けられた聴覚障害者等からの依頼によるもの（市町事業）、②聴覚障害者が雇用されている企業や高等教育機関、放送分野等の専門分野のもの（自主事業）、③公的な機関や団体が予算化した行事や講演会、集会など（公的事業）、④県内の聴覚障害者が広く参加する行事等（県事業）の 4 つの事業に分かれます。（下記グラフ参照）



ほぼ半数を占める市町委託事業の分野別比較では、医療や教育場面への派遣が多く、次いで、自治会の参加など社会生活場面での利用が見られます。一方、不特定多数の県民・市民が参加する行事等への派遣は、継続的なものの依頼にとどまり、新たな団体からの依頼が少ない現状があります。

平成 28 年の障害者差別解消法の施行に向けて、今後ますます、聴覚障害者の社会参加と情報保障の広がりが期待されます。すべての場面・分野で手話通訳者・要約筆記者派遣の機会が大きく広がるよう、あらゆる場面にはたらきかけることが必要です。

タツノオトシゴ

先日、登録手話通訳者研修会の中で講師が『障害者権利条約の中でもっとも重要なのは「自己決定・自己選択」の権利です』とおっしゃっていました。これは条約策定の過程においてすべての障害者の共通の思いとして示された「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という言葉にも見事に言い表されています。耳の聞こえない人の歴史を見ても、聞こえないということだけで自分の意思に反して学ぶ機会が奪われ、家庭を築くことができなかつた方がたくさんおられます。誰でも自分の生き方は自分で決めたいですね。そして最後には「いい人生だった」と言いたいものです。この「自己決定・自己選択」をする時には、情報は重要ですが、さらにその情報についてみんなでおしゃべりすることも大切だと思います。いわゆる口コミ情報であり、いわゆる井戸端会議です。最近センターでは、ろう者や難聴者の方向けのサロンや聴覚に障害のある子どもを持つ保護者を対象とした子育てサロンのようなおしゃべりをする取り組みを始めています。これが大変好評で、楽しみにされている方が多いです。興味のある方はぜひご参加ください。詳しくはセンターホームページまで。

(K・T)